

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

令和元年12月27日

香取市長 宇井 成一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

白井地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和元年8月4日

3. 集落・地域の耕地面積

48ha

4. 地域の人と農地の現状

当地域は市東部に位置する山間谷津田地帯で、水田は昭和50年代から60年代に実施した畠地帯総合整備事業により用水が整備されているが、不整形な区画が多いエリアと10a区画に整形されているが用水が整備されていないエリアに分けられる。

農業従事者は、個人農家が多く、専業農家は60歳以上と高齢化が進んでおり、後継者が不足している。

農業法人においても構成員の高齢化が進んでいる。

5. 近い将来農地の出し手となる者の状況

個人 43世帯

6. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況

個人 1経営体

法人 1法人

7. 6の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

中心経営体はいるが十分ではない

8. 今後の地域農業の在り方

農業者の高齢化や後継者不足による担い手不足を解消するため、今後は、中心経営体(個人・法人・集落営農)を集落の内外を問わず育成・確保する。

また、経営規模を縮小する農家や離農する農家、土地持ち非農家は、農地中間管理機構に農地を貸し付けることにより、本プランの中心経営体に位置づけられた農業者を中心とした農地集積・集約化に協力することで、地域農業の維持・発展に努める。